

大分県報

令和四年
第二九九号
四月十二日

（火曜日）

目次

人事委員会規則

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………一

告示

大分県希少野生動物植物の保護に関する条例による保護管理事業計画の決定及び閲覧……………一
県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………二
指定予定保安林（二件）……………二
都市計画事業の認可……………三
建築基準法による道路位置の指定……………三

選挙管理委員会告示

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………三

公 告

土地改良区の役員の就退任（三件）……………四
落札者等の公示……………五
都市計画図書の縦覧（三件）……………五
都市計画事業の事業計画の変更……………六
競争入札参加者の資格に関する公示……………六
一般競争入札の実施……………七

正 誤

令和四年三月三十日付け大分県報号外（一三）に登載の大分県教育委員会訓令申第三号（大分県立学校職員服務規程の一部改正）中の訂正……………九

○人事委員会規則

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月十二日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第八号

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十四年大分県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の姫島村の部の出先機関の款中「生活支援ハウス」を「老人福祉施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○告 示

大分県告示第百八十四号

大分県希少野生動物植物の保護に関する条例（平成十八年大分県条例第十四号）第二十九条第一項の規定により、ニホンカモシカについての保護管理事業計画を定めたので、同条第三項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該保護管理事業計画は、県庁ホームページ及び大分県生活環境部自然保護推進室において閲覧に供する。

令和四年四月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 対象とする種

ニホンカモシカ（ウシ科）

二 事業の目標

大分県内の個体数が推定七頭から二十八頭と個体群の存続が厳しい状況に陥っているニホンカモシカについて、生息状況を把握し、農林産物の被害防止を図りながら人との軋轢を低減し、短期的には絶滅回避、長期的には自然状態で安定的に生息できる状態になることを目標とする。

三 事業の区域

佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後大野市及び祖母・傾山系を中心に本種の生息が確認され

た区域

四 事業の内容

- 1 生息状況等の把握
 - (一) 生息状況のモニタリング、調査等
 - (二) 生息に適する環境の把握
 - (三) 生息地における監視
- 2 生息環境の保全
 - (一) 生息環境の維持
 - (二) 植生回復による餌資源の確保
 - (三) 生息地保全策の検討
 - (四) 錯誤捕獲等の防止
 - (五) 傷病個体の救護及びリハビリテーション
- 3 飼育下繁殖の検討
- 4 普及啓発の推進
- 5 効果的な事業の推進のための連携の確保

大分県告示第百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和四年四月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）

豊後大野東部地区

令四・四・一二から令四・五・二まで

豊後大野市役所

大分県告示第百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和四年四月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所
杵築市山香町大字久木野尾字山口一三七三番
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は択伐による。
字山口一三七三番（次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

豊後大野市大野町田中字泉一二〇八番・一七五三番一七・一七六〇番・一七六二番一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一七五三番一八から一七五三番二〇まで、一七五三番三九、一七五八番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は択伐による。
字泉一二〇八番・一七五三番一七から一七五三番一九まで・一七五三番三九・一七六〇番（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

大分県告示第百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和四年四月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 施行者の名称
大分市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
大分都市計画道路事業
三・五・四十七号松原国宗線及び三・五・五十号家島高田線
- 三 事業施行期間
令和四年四月十二日から
令和十一年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 取用の部分
大分市大字鶴崎字西浦、字矢堂及び字竹藤地内
 - 2 使用の部分
大分市大字皆春字サルカキ並びに大字鶴崎字矢堂、字西浦及び字竹藤地内

大分県告示第百八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。
令和四年四月十二日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
大土第三一五号	由布市挾間町赤野字上ノ浦 四一四番一	令四・三・二九	メートル 五・四〇 六・〇〇	メートル 三一・五七

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第十二号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。
令和四年四月十二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 指定病院中
 - 「医療法人平成会サンライズ
酒井病院」
速見郡日出町一八二七一一を
 - 「医療法人平成会サンライズ
酒井病院」
速見郡日出町一八二七一一に改める。
 - 医療法人久寿会鈴木病院
〃 〃 三九〇四一六
 - 四 指定老人ホーム中
 - 「老人短期入所施設偕楽園」
〃 〃 大字南立石二二七〇一一四を
 - 「老人短期入所施設偕楽園」
〃 〃 大字南立石二二七〇一一四
 - 一般財団法人愛の里愛の里
サンヴェイラ
〃 〃 山の手町一七一
 - 「地域密着型特別養護老人ホームむさし苑」
〃 〃 武蔵町糸原二二六八一二を
 - 「地域密着型特別養護老人ホーム」
〃 〃 速見郡日出町大字藤原五七〇八一三

令和四年四月十二日

大分県報（選管告示・公告）

四

ームむさし苑
住宅型有料老人ホームすずらん
シニアレジデンス陽谷苑

〃 武蔵町糸原二二六八―二

速見郡日出町字平二一〇〇―一 に改める。

〃 〃 大字藤原五七〇八―三

〇公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、仮屋津留土地改良区（臼杵市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和四年四月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役名 氏名 住 所

理事 平山和好 臼杵市野津町大字野津市九八〇番地

〃 児玉孝男 〃 野津町大字野津市二四九七番地

〃 佐藤勝英 〃 野津町大字前河内二一六九番地の一

〃 平山五 〃 野津町大字原一五六四番地

〃 松本俊一 〃 野津町大字野津市一七一一番地

〃 姫嶋輝男 〃 野津町大字吉田三六五七番地の一

〃 廣川憲一 〃 野津町大字野津市一九八二番地

（就任役員）

役名 氏名 住 所

理事 松本俊一 臼杵市野津町大字野津市一七一一番地

〃 児玉孝男 〃 野津町大字野津市二四九七番地

〃 佐藤勝英 〃 野津町大字前河内二一六九番地の一

〃	廣川憲一	〃 野津町大字野津市一九八二番地
〃	野中久広	〃 野津町大字野津市一四二番地の一
監事	赤峰浩二	〃 野津町大字原一二七〇番地
〃	首藤明司	〃 野津町大字西畑二九三一番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、仮屋津留土地改良区（臼杵市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和四年四月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役名 氏名 住 所

理事 松本俊一 臼杵市野津町大字野津市一七一一番地

〃 児玉孝男 〃 野津町大字野津市二四九七番地

〃 佐藤勝英 〃 野津町大字前河内二一六九番地の一

〃 廣川憲一 〃 野津町大字野津市一九八二番地

〃 野中久広 〃 野津町大字野津市一四二番地の一

〃 赤峰浩二 〃 野津町大字原一二七〇番地

〃 首藤明司 〃 野津町大字西畑二九三一番地

（就任役員）

役名 氏名 住 所

理事 長野裕二 臼杵市野津町大字野津市一五一一番地

〃 廣川英文 〃 野津町大字野津市一九一〇番地

〃 佐藤勝英 〃 野津町大字前河内二一六九番地の一

〃 首藤正信 〃 野津町大字野津市二五一七番地の一

〃	寺岡正剛	〃	野津町大字野津市一〇二二番地の一	〃	監事	後藤伸久	〃	野津町大字吉田三〇三二番地の三
〃	赤峰浩二	〃	野津町大字原一二七〇番地	〃	〃	佐藤進一	〃	野津町大字野津市九一一番地の一
〃	廣田米子	〃	野津町大字吉田三二九七番地	〃	〃	平山和好	〃	野津町大字野津市九八〇番地
<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、仮屋津留土地改良区（白杵市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。</p> <p>令和四年四月十二日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>（退任役員）</p>								
役員	氏名	住	所					
理事	長野裕二	白杵市野津町大字野津市一五一一番地						
〃	廣川英文	〃	野津町大字野津市一九一〇番地					
〃	佐藤勝英	〃	野津町大字前河内二二六九番地の一					
〃	首藤正信	〃	野津町大字野津市二五一七番地の一					
〃	寺岡正剛	〃	野津町大字野津市一〇二二番地の一					
監事	赤峰浩二	〃	野津町大字原一二七〇番地					
〃	廣田米子	〃	野津町大字吉田三二九七番地					
（就任役員）								
役員	氏名	住	所					
理事	内藤正和	白杵市野津町大字野津市二五三六番地						
〃	竹尾光明	〃	野津町大字前河内二四六〇番地					
〃	野中久広	〃	野津町大字野津市一一四二番地の一					
〃	首藤明司	〃	野津町大字西畑二九三一一番地					
〃	赤峰浩二	〃	野津町大字原一二七〇番地					
<p>次のとおり落札者等について公示する。</p> <p>令和四年四月十二日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 落札に係る役務の名称及び数量 旧大分県マリナルチャーセンター物品等整理業務委託 一式</p> <p>二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県農林水産部漁業管理課 大分市大手町三丁目一番一号</p> <p>三 落札者を決定した日 令和四年三月三十日</p> <p>四 落札者の氏名及び住所 有限会社岡村環境開発 代表取締役 岡村 申弥 大分市坂ノ市中央三丁目三番五号</p> <p>五 落札金額 六千四百十三万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札</p> <p>七 総合評価一般競争入札の公告をした日 令和四年三月八日</p>								
<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和四年四月十二日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 都市計画の種類及び名称 大分都市計画公園 二・二・四十七号 荏隈公園（大分市決定）</p>								

二・二・四十八号 畑中公園（大分市決定）
五・五・二号 南大分スポーツパーク（大分市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年四月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

大分都市計画地区計画 西大分港周辺地区 地区計画（大分市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年四月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

別府国際観光温泉文化都市建設計画下水道 別府市公共下水道（別府市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定による別府国際観光温泉文化都市建設計画道路路事業の事業計画の変更認可の告示が令和四年三月二十九日付け九州地方整備局告示第四十号をもってなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和四年四月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画事業の種類及び名称

平成六年建設省告示第九百二十九号別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業

三・四・十七号富士見通南立石線

二 施行者の名称

大分県

三 事務所の所在地

主たる事務所 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市大手町三丁目一番一号

号

従たる事務所 大分県別府土木事務所 別府市大字鶴見字下田井十四番一号

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和四年四月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

県立学校無線アクセスポイント 一式

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過し

ていない者

(四) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七（五〇六）二九六五

3 申請の時期

令和四年四月十二日（火曜日）から同月二十六日（火曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の二に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事

が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和4年4月12日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達とする物品等の種類

県立学校無線アクセスポイント一式

(2) 納入期限

令和4年8月31日

(3) 納入場所

大分県教育庁教育デジタル改革室

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）第1条に規定する入札参加資格を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者であること。

<p>(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。</p> <p>(5) この公告の日から11に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>3 入札参加申請の方法及び期間</p> <p>大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）により入札参加申請を、令和4年4月12日（火）午前10時から同年5月18日（水）午前10時までに行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）様式第5号）」及び入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和4年5月18日（水）午前10時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2966</p> <p>4 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続 競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出す</p>	<p>ること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和4年4月12日（火）から同月26日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 URL https://www.pref.aita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2965</p> <p>5 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2966</p> <p>6 契約条項を示す場所及び日時 大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和4年5月25日（水）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>7 物品等電子入札システムの利用 本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を10に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>8 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間 入札参加申請が承認された時から令和4年5月25日（水）午前10時まで</p> <p>10 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班</p>
---	--

- (2) 提出期限 令和4年5月24日(火)午後5時までに必着のこと。
- 11 物品等電子入札システムによる開札
開札予定日時 令和4年5月25日(水)午前10時30分
- 12 再入札
開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。
- 13 入札保証金に関する事項
見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。
- 14 契約保証金に関する事項
契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 過去2年間に国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであることについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 15 入札の無効
大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。
 - (1) 金額の記載がないもの
 - (2) 入札に関する条件に違反したもの
 - (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
 - (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
- 16 最低制限価格に関する事項
設定しない。
- 17 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。

18 その他
この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。

19 Summary

- (1) One set of Wireless access points for Education
- (2) Time limit for tender
10:00 a.m. 25 May, 2022
- (3) Management Bureau Address
Property Management Division
Oita Prefectural Government
3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501
TEL 097-506-2966

OH 監

令和四年三月三十日付け大分県報号外(一三三)に登載の大分県教育委員会訓令甲第三号(大分県立学校職員服務規程の一部改正)中の訂正

ページ	段	行	誤	正
六	上	右から11・11	教育機関	本立学校